

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所職員の退職手当に関する規程

平成29年4月1日

規程第13号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所就業規則（平成29年規程第7号。以下「就業規則」という。）第30条の規定に基づき、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「法人」という。）の常勤職員（以下「職員」という。）に対する退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 この規程による退職手当は、前条に規定する職員が退職した場合にその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 この規程による退職手当は、この規程の規定によりその支給を受けるべき者の同意を得た場合には、その指定する金融機関における本人名義の預金口座に振り込むことができるものとする。

3 次条及び第6条の5の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第9条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払われなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

第2条の2 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条第1項若しくは第2項の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の基本給の月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- 三 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- 四 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- 五 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- 六 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47

条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
 - 二 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
 - 三 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90
- (平30規程22・一部改正)

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続し退職した者(就業規則第22条第2号の規定により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。)、又は25年未満の期間勤続し、その者の事情によらないで引続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で、組織の改廃(第5条第1項及び予算の基礎とされる職員数の減少により過員又は廃職を生ずることにより退職した者を除く。)又は勤務事業場の移転に伴い、引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- 三 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理解雇等の場合の退職手当の基本額)

第5条 組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者、25年以上勤続して退職した者(就業規則第22条第2号の規定により退職した者+又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。)、業務上の傷病又は死亡により退職した者、予算の基礎とされる職員数の減少により過員又は廃職を生ずることにより退職した者、又は25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者で勤務事業場の移転に伴い、引き続き勤務することを困難と

する理由により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- 二 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- 三 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- 四 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の額について準用する。

（平30規程22・一部改正）

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- 二 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の特定減額前基本給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第18条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第10条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職し

たことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、職員以外の地方公務員等となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

一 職員としての引き続いた在職期間

二 第7条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第5条の3 第5条第1項の規定に該当する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者）のうち定年に達する日以後における最初の3月31日から1年前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上で理事長が定めた年齢以上である者に対する第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日基本給月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(勸奨の要件)

第5条の4 その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、記録が作成されたものでなければならない。

2 前項の退職勸奨の記録については、職員の退職手当に関する規則（昭和40年大阪府人事委員会規則第3号。以下「府退職手当規則」という。）第4条から第4条の3の規定の例による。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第6条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第6条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- 一 60以上 特定減額前基本給月額に60を乗じて得た額
- 二 60未満 特定減額前基本給月額に第5条の2第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日基本給月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
前条	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号ロ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ

	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
前条第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
前条第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号ロ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号ロ
	及び退職日基本給月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第16条第1項又は第2項の規定による休職（業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同規則第42条第1項第3号の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち府退職手当規則第5条の例によるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第1号区分 78,750円
- 二 第2号区分 70,400円
- 三 第3号区分 65,000円

- 四 第4号区分 59, 550円
- 五 第5号区分 54, 150円
- 六 第6号区分 43, 350円
- 七 第7号区分 32, 500円
- 八 第8号区分 27, 100円
- 九 第9号区分 21, 700円
- 十 第10号区分 零

- 2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号の期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、退職手当規則第5条の2で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 3 第1項各号に掲げる職員の区分について、退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日に属する月までの各月ごとに、その者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表の職員欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応する同表の区分欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月において同表の職員欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応する同表の区分欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。なお、平成29年3月31日以前の基礎在職期間における職員の区分については、大阪府職員の例による。
- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - 一 退職した者のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - 二 退職した者のうち自己都合退職以外のものでその勤続期間が零のもの 零
 - 三 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - 四 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、府退職手当規則第5条の4の例による。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、

第2条の2、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- 一 勤続期間1年未満の者 100分の270
- 二 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- 三 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- 四 勤続期間3年以上の者 100分の540

(勤続期間の計算)

第7条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合(第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職又は解雇の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算は、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち、休職月等が一以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(就業規則第16条第1項第6号による休職事由が地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由に相当する場合は、当該事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)を前3項の規定により計算して得た在職期間から除算する。
- 5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者であって、給与の支給を受けていない者又は常時勤務に服することを要しない者以外のもの(以下「職員以外の地方公務員等」という。)が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、次の各号に掲げる期間は、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した他の地方公共団体若しくは国の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。)において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

- 一 職員が第18条第2項の規定により退職手当を支給されずに職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- 二 地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。）若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- 三 特定地方公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫等で、退職手当に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該公庫等に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間

を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものを使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

四 特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員又は特定公庫等職員（以下「特定一般地方独立行政法人等職員」という。）が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

五 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

六 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

七 職員が、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

6 第1項から第4項までの規定は、前項の規定により職員として引き続いた在職期間に含まれる在職期間を計算する場合に準用する。

7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）第4条第1項又は第5条第1項の規定による退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

8 前項の規定は、前条又は第9条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については適用しない。

9 第9条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第8条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(失業者の退職手当)

第9条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして府退職手当規則第6条の例によるものをいう。）にあっては、6月以上）で退職した職員に対する退職手当の支給については、職員の退職手当に関する条例（昭和40年大阪府条例第4号。以下「府退職手当条例」という。）第10条の規定の例による。

(遺族の範囲及び順位)

第10条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- 三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者に退職手当を支給する場合の順位にあっては、前項各号の号数の昇順とし第2号及び第4号に掲げる者に支給する場合にあっては、当該各号に掲げる順によるものとする。この場合において、父母については、養父母が実父母に先位し、祖父母については、養父母の父母が実父母の父母に先位し、父母の養父母が父母の実父母に先位するものとする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第11条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 職員を故意に死亡させた者
- 二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支給制限)

第12条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退職手当は支給しない。

- 一 勤続6月未満で就業規則第22条の規定により退職する場合（傷病を有する者の場合を除く。）
 - 二 勤続6月未満で就業規則第19条第4号から第6号までの規定により解雇された場合
 - 三 就業規則第19条第2号及び第3号の規定により解雇された場合
 - 四 就業規則第41条及び第42条の規定により懲戒解雇された場合
 - 五 就業規則第25条により再雇用された職員が退職する場合
- 2 理事長は、前項（第5号を除く）の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべきものに通知しなければならない。
- 3 退職手当のうち、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。
- 一 第3条第1項及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの
 - 二 その者の非違により退職し、又は解雇された者（前項各号に掲げる者を除く。）で別に定めるもの
- 4 職員が退職し、又は解雇された場合において、その者が退職若しくは解雇の日又はその翌日に再び職員（就業規則第25条の規定により再雇用された職員を除く。）となったときは、その退職又は解雇については、退職手当は支給しない。

(起訴中に退職し、又は解雇された場合の退職手当の取扱い)

第13条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職し、又は解雇されたときは、退職手当は支給しない。ただし、判決の確定によって禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、退職し、又は解雇された者に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

- 第14条 理事長は、退職、又は解雇された者に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から事情聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思科するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが、法人の運営に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。
- 2 前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
 - 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名及び同項の書面をいつでもその者に交付する旨を法人の事務所の掲示板に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
 - 4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - 一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - 二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から六月を経過した場合
 - 三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合
 - 5 前項の規定は、理事長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
 - 6 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。た

だし、第3項後段の規定により通知が到達したとみなされた場合は、この限りでない。

(退職手当の額の返納)

第15条 退職し、又は解雇された者に対し退職手当の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき若しくは在職中の職務に関し懲戒による解雇を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、その支給をした退職手当の額の全部又は一部を返納させることができる。

2 前項の規定により退職手当の額を返納させる場合には、その旨を書面により通知しなければならない。

3 第12条第2項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

4 前項において準用する第12条第2項の書面の様式その他第1項の規定による処分及び意見の聴取等の手続きに関し必要な事項は府退職手当条例及び府退職手当規則の例による。

(遺族の退職手当の返納)

第16条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響等の事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第12条第2項並びに前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 前項において準用する前条第3項の規定による意見の聴取については、大阪府行政手続条例第3章第2節の規定の例により法人が実施する。

4 前3項に定めるもののほか、第2項において準用する第12条第2項の書面の様式その他第1項の規定による処分に関し必要な事項は府退職手当条例及び府退職手当規則の例による。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一

般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第2項又は前条第2項による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人

に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再雇用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。
- 7 第12条第2項並びに第15条第2項及び第3項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。
- 8 前項において準用する第15条第3項の意見の聴取は、大阪府行政手続条例第3章第2節の規定の例により法人が実施する。
- 9 前各項に定めるもののほか、必要な事項は、府退職手当条例及び府退職手当規則の例による。

（職員が退職した後に引き続き職員となった場合における退職手当の不支給）

第18条 職員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この規程による退職手当は、支給しない。

- 2 職員が引き続いて職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、その者の職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

（補則）

第19条 この規程に定めるもののほか、退職手当の支給に関する取扱いについては、府退職手当条例の適用を受ける大阪府職員の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(承継職員に係る経過措置等)

- 2 承継職員（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所への職員の引継ぎに関する条例（平成25年大阪府条例第69号）、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所への職員の引継ぎに関する条例（平成28年大阪市条例第101号）に基づき、平成29年4月1日に法人の職員となった者をいう。）の法第7条に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の第1条に規定する職員としての引き続いた在職期間を、大阪府職員又は大阪市職員としての在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間を法人の職員としての在職期間とみなす。

(大阪市からの承継職員に係る経過措置等)

- 3 市承継職員（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所への職員の引継ぎに関する条例（平成28年大阪市条例第101号）に基づき、平成29年4月1日に法人の職員となった者をいう。）について、その者の退職日給料月額と、平成29年3月31日時点の大阪市職員としての給料月額（以下「市職員時給料月額」という。）を比較し、市職員時給料月額が高い場合は、第3条から第6条の3までに規定する退職手当の基本額の計算について、前項の規定に基づくその者の法人の職員としての在職期間のうち、大阪市職員としての在職期間の始期から平成29年3月31日までの間については、市職員時給料月額を基本給の月額又は退職日給料月額として用いて計算する。
- 4 市承継職員の第6条の4に規定する調整額の計算については、第2項の規定に関わらず、平成29年4月を基礎在職期間の始期とみなす。
- 5 前項の規定に関わらず、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間においては、市承継職員の第6条の4に規定する調整額の計算について、その者の大阪市職員としての在籍期間のうち、直近60箇月の期間(対象期間が60箇月に満たない場合は、当該対象期間)のその者の職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第5条の2に定める各月ごとの調整額を調整月額に含める。

(差額の排除)

- 6 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成19年3月31日以前に大阪府において行われた給料月額の変額改定で理事長が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が変額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による給料の月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第6条の5に規定する給料の月額については、この限りでない。

（補則）

- 7 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置等の事項は、理事長が定める。
- 8 前項による定めのない経過措置等の事項は、府退職手当条例の適用を受ける大阪府職員の例による。

附 則（平成30年規程22号）

（施行期日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表 平成29年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分（第6条の4関係）

区分	職 員
第1号区分	理事長が別に定めるもの
第2号区分	平成29年4月以後の給与規程の事務職（1）給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもののうち、管理職手当の区分が一種の職を占めていたもの
第3号区分	平成29年4月以後の給与規程の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、管理職手当の区分が一種の職を占めていたもの 平成29年4月以後の給与規程の事務職（1）給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの（第2号区分に該当するものを除く。）又は7級であったもののうち、管理職手当の区分が一種及び二種の職を占めていたもの
第4号区分	平成29年4月以後の給与規程の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第3号区分に該当するものを除く。）のうち、管理職手当の区分が三種及び四種の職を占めていたもの 平成27年4月以後の給与規程の事務職（1）給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの（第3号区分に該当するものを除く。）又は6級であったもの

第5号区分	平成29年4月以後の給与規程の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第3号区分及び第4号区分に該当するものを除く。）のうち、管理職手当の区分が五種の職を占めていたもの 平成29年4月以後の給与規程の事務職（1）給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第6区分	平成29年4月以後の給与規程の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第3号区分、第4号区分及び第5号区分に該当するものを除く。） 平成29年4月以後の給与規程の事務職（1）給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第7号区分	平成29年4月以後の給与規程の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第8号区分	平成29年4月以後の給与規程の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は2級であったもの 平成29年4月以後の給与規程の事務職（1）給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの 平成29年4月以後の給与規程の事務職（2）給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第9号区分	平成29年4月以後の給与規程の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち、期末勤勉手当規程第2条第5項に規定する加算割合が100分の5であったもの 平成29年4月以後の給与規程の事務職（1）給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの 平成29年4月以後の給与規程の事務職（2）給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの
第10号区分	平成29年4月以後の給与規程の研究職給料表又は事務職（1）給料表の適用を受けていた者で第1号から第9号までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者 平成29年4月以後の給与規程の事務職（2）給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもの